

## 平成30年第1回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成30年3月7日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1号 浅川町定住・移住促進住宅維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めることについて
- 日程第 2 議案第 2号 浅川町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 3号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5号 浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6号 浅川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7号 浅川町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8号 浅川町指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9号 浅川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 浅川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第12号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第13号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第16号 平成29年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 発議第 1号 浅川町長須藤一夫君に対する辞職勧告決議案
- 日程第18 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める請願
- 日程の追加
- 日程第19 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	小 針 紀 喜 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	生 田 目 源 寿 君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	岡 部 栄 也	主 任 主 査	佐 川 建 治
-------------	---------	---------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第1号 浅川町定住・移住促進住宅維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この間、募集が行われましたけれども、募集の結果どうだったのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

募集の結果は、募集定数よりオーバーをいたしまして、実は、きのう過般の入居審査会の中で承認をいただいて、昨日、入居の抽選会を行い、4戸、全戸が居住するということになりました。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） よかったと思います。

この4戸全戸が決まったということで、浅川町のこの4戸の方の人数というのはどのぐらいになるんでしょうか、みんなで。あと、その中で子供さんというのは何人ぐらいいるのか教えてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今、町長答弁にありましたように、昨日確定をしました。4戸につきまして予定する申し込み者の入居人数ですけれども、すいません、ちょっと集計します。

入居者数については、11名となります。4戸で11名です。うち4名が5歳以下の子供さんというふうになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第1号 浅川町定住・移住促進住宅維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第2号 浅川町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2つ伺いたいと思うんですけども、町部局を12人減らすということでありましてけれども、どこを何人減らすのか伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、水道課を5人から2人減らして支障はないのかという点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） どの課を何名減らすのかという話でございましたけれども、全体的な流れでこの定数条例を上程したところでございます。今の保育所の先生方を全て学校教育のほうに移すということでございます。

さらに、水道でございますけれども、上水道事業の企業職員ということで、現在5名、定数条例の中では5名になっています。今現在の職員数が、水道職員専任が2人でございますので、1名余裕を見て3名としたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第2号 浅川町職員定数条例の一部改正についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第3号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる管理職の10%減というこの条例は、特別職とは違って、生活給であろうと思うんです。

その辺の考えはどうなんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1割という条件の提示はできませんが、管内の状況と、あるいは特別職等の減額の管内の状況等も検証しながら、決めてまいりたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 管内の状況を見ながらということですが、あるいは特別職等のということでありましたけれども、特に今回は特別職の減俸というか、減額ですか、こういうものとは異質なものだというふうに思うんです。ですから、一定の区切りをつける必要があるのかなと、こういうふうに思うんですが、やはり管理職、残業手当はつかないわけですので、そういう意味では、生活給としての保障というのも考えていかなければならないと思いますので、町長今言ったようにいろいろ管内の状況を見たりしながらやっていくというんですけれども、特別職とはまた違ったように考えていくのが妥当だというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 職員の給与減額等については、やはり特別職は、私の町は、減額はやっておりますので、管理職の皆さんも町民に対して、我々もというような意識の中から出ておりますので、その整合性を考えて、これから検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回、これを改正することによって1年間でどのぐらいの減額になるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 数字ですので、総務課長よりお答えします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 当初予算書の128ページにも載っているかと思いますが、管理職手当、本年度ということで418万6,000円ということで掲載をしてあります。これは減額になった金額でございまして、差額としまして約46万5,000円ほど、今回10%減額することによって影響額が出てくるということでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第3号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第4号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第4号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第5号 浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議案の説明のときに、後期高齢者医療制度について、今回法改正により被保険者住所地等について変更があったというような説明があったんですが、この変更の箇所についてご説明いただきたいと思います。どのように変わったのか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 先日は、説明にもございましたが、後期高齢者医療の制度の変更によるものでございまして、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合に、75歳に到達しまして、入所、入院されている方が国民健康保険のまま75歳に達しまして後期に移った場合に、これまで国民健康保険の場合には住所地特例がございましたが、75歳になりまして後期高齢者制度に移行した場合には、住所地特例が引き継がないということになっておりました。そういうことになりますと、住所地にある施設での所在する市町村の費用の負担が大きくなるということになりますので、それを解消するための制度改正でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それで、住所地特例がなくなって、どういうふうになるわけですか。具体的に。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 住所地特例が適用されませんと、施設を持っている市町村に負担が大きくなります。国民健康保険から後期に移った方の住所地特例をすることによって、これまで住所を持っていた市町村で負担しますので、所在する施設の市町村の負担を重くさせないという状況に至るということでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる障害者制度があると思うんです。地域密着型の施設の中で、この障害者は今度の適用を受けて入っている人も何人かはいらっしゃるんですか。さぎそうとふくじゅそうが地域密着型ですけども。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） さぎそう、それからふくじゅそう、そこに他町村から入所されている方が数多くいらっしゃると思いますが、その方については皆さん住所地特例を受けまして、例えば、隣の石川から入所

されている方は……

〔「利用数はわかりますか」の声あり〕

○保健福祉課長（須藤寿行君） 人数については、そこまではリストアップしてございません。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第5号 浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、建設水道課長より、先ほどの答弁に訂正があるということで、これを許します。

建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 先ほど上野議員からの滝ノ台の入居者数の人数について、人数を間違っていましたので訂正を申し上げます。大変申しわけございませんでした。

入居戸数は4戸、11名は間違いはないんですが、5歳以下の子供については、先ほど4名と言いました。これについては3名の間違いでしたので、4名を3名に訂正したいと思います。

1戸は、まだ生まれていない妊娠されている方がいましたので、すみません4名というふうに申し上げて、大変申しわけございませんでしたので、5歳以下については3名ということが正しい数字でございます。

以上です。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第6号 浅川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第6号 浅川町国民健康保険条例の一部改正についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第7号 浅川町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 第7期の介護保険事業計画が、32年度まで、これの冊子も資料として渡されまして、非常に、着実に値上がりしているんです。資料によってもわかるんですが、とにかく発足時からすると2倍半ぐらいの現状、こういう状況になっておりまして、特に高齢者の国民年金、あるいは福祉年金を頼りにしている、そういう世帯なんかでは、とりわけ大きな負担の増になっていることは間違いないと思います。

そういう点で、いわゆる引き上げをしないで、第5段階の標準で年額6万4,800円、月額にすると5,400円ということで、本当に平成14年からすると2.5倍なんです。こういう倍でもきかないように値上がりして、この3年間今度はこちらですというふうな状況になる。これらについて、値上げをしないで済むような町の努力というのはどういうところでなされたんでしょうか。これは町の高齢者のさまざまな施策、理解したんだというそういう簡単なものではなくて、いわゆる具体的にこれこれこういう状況の中で、財政的な処置を、公費の中では12.5%がもちろん負担と、こういうふうなことも言われておりますけれども、値上げを押さえるためにいかなる努力をしたのかという点でお聞きしたいと思うんであります。

それからもう一つは、この計画を見て、私もいわゆる介護の認定者の有病率というんですか、有病率というこういう中で1位は心臓病なんです。私はどっちかという、がんとか脳溢血とかそういう脳血管障害、あるいは認知症かなど、こういうふうに思ったんですが、心臓病がやっぱり有病率の1位であると、2位が筋肉や骨格、こういうものの、あるいは認知症、こういうのが2位だと、3位は脳血管疾患、こういうふうになっているんです。特に私は、心臓病が一番介護認定者の病気が持っているんだということについては、ちょっと意外だったんですが、その辺は、ほかの町村なんかと比べて、浅川町の特徴というんですか、そういうものは何か介護の認定を受ける人たちの、そういう病気というんですか、そういうものに特別なものが、特徴的なものはあるのでしょうか。その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 介護保険事業計画にございます値上げを抑える方策につきましては、これまでの実績等を含めて記載したところでございますが、平成28年3月より地域支援事業に取り組みまして、介護にならないような状態をつくっていくと、要支援1、2になる前に抑える介護予防サービスの提供を行ってきた

ところでございます。

要支援1、2、それから要介護1から5までの方につきましては、介護保険の支出が膨大になってまいります。そこに至る前に、軽いうちに重症にならないようなサロンの開催、サロンについても全町全域にわたって網羅したところでありますが、その中で皆さん集まっていたり、お茶を飲んでいただいたり、運動をやっていただいたりして、なるべくうちに閉じこもらないような方策をしております。その中で、地域包括支援センター等の努力もありまして、サロンについては全域に立ち上げ、その中で介護にならない介護予防についての方策、対応をしてきたところが大きなところかなと思っております。ただ、費用的なものについては、割合が全部決まっていますので、そこに公金を投入する、町の負担割合は決まっていますので、そういうことはできないのかなと考えております。

それから、有病率につきましては、確かに心臓病というのが、この中では一番多いところではございますが、12ページの実績です。介護を利用することになった主な原因でございます。心臓病というのは、その前段、肥満というものから発生しまして、肥満から来るさまざまなリスク、糖尿病に発展して、人工透析を受けるとか、そういう方もかなりおります。有病率については、絶対の人数的なものが少ない中での比率になっていますので、ほかの病気についても比較的多いのかなと、一番根底にあるのは、メタボリックシンドロームの肥満から発生し、また、発生するものでございますが、そのほか認知症などの高齢によるもので、比較的この割合についてもあるというところであります。全体的に見ると、浅川町は塩分の摂取量なんかも多ございまして、脳疾患の方も結構ございます。そういう全体的に、割合的にはさまざまな病名が認められるところとなっております。

そういう予防については、介護の中ではもう対応できるところではございませんので、国民健康保険や後期高齢の中で、その疾病について対策をとっていくということが連動してつながっていくのかなと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） やっぱり介護にならないというんですか、要介護あるいは重症にならない、これは今課長が言うとおりの、それは前提として、基本的なものだと思うんです。ただやっぱりこういう現状になって、浅川町の特徴的なことは、特別塩分摂取が多いというのが今出ましたけれども、そういうところにもいろいろ苦労しているんだと思うんですけれども、こういう保険料の負担がどんどんふえてきていると、こういう状況を考えて、それはその前段としての、全域的なこの事業の展開としては、今課長が言うようなことがしかりだと思うんです。ただやっぱり何としてもそれを抑えていくんだという意味では、具体的にもっと、財政的に、この保険料を抑える具体的な一般会計からの繰り入れなり、そういうものをやっていく必要は私はあるんじゃないのかなと、それは絶対、割合が決まっているんだからできないと、こういうものでは私はないと思うんですが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 介護保険の中の町からの負担率というのは決まっておりますので、その中に繰り入れというものについては、決まった制度の中で対応していかざるを得ないのかなと思っております。一にも二にも介護保険の中でサービスを提供するよりは、地域保健事業の進展から、介護度を増さない、重症化し

ない、サービスの費用を抑えるというような方策に力を入れていかざるを得ないのかと考えております。

また、ここで大変申しわけありませんが、保険事業計画書の56ページでございますが、左上のほうに介護サービス見込み料ということで記載してございます。これについては、平成27年から29年度までのサービスの実績となっておりますので、修正方よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 介護保険の引き上げ、これはやむを得ないことと思ひます。ただ、今やっぱり一番被保険者、町民にとって困っているのは、保険料が若干高い安ということよりも、保険料をまじめに、しっかりと納めているにもかかわらず、いざ本人がお世話になろうと、いわゆる入所しよう、そういうサービスを受けようとする、あきがないとか、定員がいっぱいだとかでなかなか利用できない。これが実態だと思ひます。

そうすると、これはさらっと他人事のように我々言う傾向があるんですが、実際的に言えば、この保険制度を創設したときに、これだけの保険料を納めていただければ、これはそうなったときには確実にお世話してもらえますよと、こういう約束でスタートしておるわけです。ですから、これは保険者である町が、やっぱり全責任を持って、一人でも本当に介護を必要な方、そういう人については、確実にやっぱり利用できるようにしていかなくちゃならないと思ひます。その辺について、まずお聞かせください。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 非常に難しい問題だと思ひます。自分で支払っている介護保険料によって、さまざまなサービスを受けられることにはなりますが、それが直結して入所につながるというものではないと理解しております。そのほか、自宅において、または、通いのデイサービスやホームヘルプサービスによって、現状のところは対応していかなくてはならないのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 先ほど私申し上げましたが、保険者は町なんです。ですから、これは町の責任で被保険者とのやっぱり約束を守る。これがまず前提なんです。誰でも、じゃ、入所できるのかということになれば、それはそうではなくて、本当に入所が必要な方は入所できないのでは、これは介護保険の制度からいっておかしいわけです。ですから、私が申し上げているのは、そういうふうな本当に入所しなければならないような、そういう方については、確実に入れるような、そういう方策を保険者である町がやっぱり徹底してこれは行っていく、こういうことだと思ひます。それでないとな国が制度をつくって、町と被保険者の間でされた約束、前提がみんなほごになってしまう、そういうことでございますので、その辺はしっかりと押さえていただきたい。

それと、何かいろいろ議論を聞いている、また石川福祉会さんの担当者ともちょっとお話ししたことあるんですが、何か浅川町民、石川郡の町民というかは、町民の皆さんは、石川福祉会だけに入ることが介護保険の入所だというふうにかけている向きが多いと思ひます。石川郡以外にも、須賀川とか、矢吹とか、郡山とか、その地区には価格的にも6、7万、8万、10万程度で入れる介護施設があるわけです。ですから、むしろ浅川

町の包括支援センターあたりが、本町の入所の必要な方々の情報をきちっと整理をして、そして、石川郡外のそういう施設の利用も、いわゆる案内をしていくと、こういうことをしていかないと、みんなで石川郡の、石川福祉会、石川福祉会ってやっている、そういうところにいつまでたっても入れないと、こういう問題が出ているのではないかと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 施設入所に伴う本当に必要な方の状況につきましては、保健センター、包括、それから生活支援コーディネーター、それから施設の代表等と、常に経営会議を持ちまして、重要度の高い方の情報共有をしながら対応しているところでございます。また、その方、それからその家族の方に、石川管内の施設だけではなく、ほかの施設についても情報を提供しているところでございますが、ほかの施設に入所されている方も多ございまして、そういう希望が石川管内の近いところが多いということだと理解してございます。なお、決して石川管内だけでなく、広く郡山、須賀川、白河というところに入所されている方もおります。以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これ以上やってもしょうがないので、とりあえず町は保険者ですから、町がそういう方々を介護するという前提で、介護保険料を徴収し、国から補助金をもらえる。県から補助金をもらい運営しているわけでありますから、最終的には町が責任を持って介護施設に入らなければならないような、本当に入らなければならないような、そういう方々が町内に出てきた場合には、誠心誠意やっぱりその方々の希望に沿えるように、やっぱり頑張ってやっていただきたいというふうに思うんであります。それは思うだけで結構です、答弁は。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 新しい計画を見させていただきました。国が高齢化社会が進展して、当然ふえるべき、自然増となるべき福祉の費用を削っているということで、町とか、あるいは第一線で活動する保健センターの職員の皆さん、大変悪戦苦闘して奮闘されているということがひしひしと伝わってくる内容でありますので、まず敬意を表したいというふうに思います。

その上でお尋ねをしたいと思うんですけれども、もっばらこの計画に関してなんですけれども、まず1点目です。私ども今回の3月議会の議案書は、2月23日に配付をされました。課長が報告したところによると、策定委員会が原案のとおり決定すべきものと決定したのは2月27日、議案書が配付された5日後でありました。私は、これはおかしいと思うんです。策定審議会が原案のとおりいいですよと、認めてから本来だったら議案書というのをつくられて、議員に配られるんじゃないですか。策定委員会が認めてもないものを議案書として配付するというのは、これはルール上もおかしいんじゃないかというふうに思うんですけれども、どういう事情があったのか、伺いたいと思います。

それから、内容についてなんです。一番ちょっと気になったところ、44ページに施策の目標という表があります。その中で精密検査の受診率を上げるという項目があって、胃がんの受診率と大腸がんの受診率、それぞれ51%、38%、こういう状況を来年度90%にすると、どちらも、こういう目標が掲げられているわけでありま

すけれども、余りにも急激にふえているんです。90%にする方法と、現実ではどうなのかという点を伺いたいというふうに思います。

それから3点目、これが一番大事なんですけれども、57ページ以降に向こう3年間の介護保険サービスの見込み料が算定をされております。大体何人がこういうサービスを受けるからこういう金額になるという形で示されているわけでありましてけれども、このサービスの見込み料はどのようにして出しているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 1点目でございますが、議案書の配付と、それから介護保険事業計画の策定委員会、確かに日程がずれてしまいました。介護保険福祉計画の策定委員会につきましては、議員さんの手元には事前に配付をしながら対応してきたところでございますが、本来であれば芳しいことではなかったかなと考えております。事業計画書は、かなり作成がずれ込んでしまったことによりまして、全ての日程がずれ込んでしまったところであります。本来ですと、策定委員会でお認めいただいて、本来3月議会に提案すべきものだという事は理解しております。それについては、申しわけなかったと思っておりますが、計画書ができ上がるのが非常に遅くなったということが一つ要因でございました。

2つ目については、44ページについては、精検の受診率でございますが、これからの30年から32年度の90%というのは、ここには到底至らない数字にはなるかなと思っております。29年度の現状が比較的そのままいくということにはなろうかと思いますが、あくまで目標ということで、高い目標を掲げたということでございます。

それから、57ページのサービスの見込み料でございますが、これは全国統一の見える化システムというものを導入することになっておりますので、それによって平成27年から29年度までの実績に基づいて、算出される、計上されるということになっております。あくまで30年から32年度までの計画については、これまでの実績に基づいて支出の中で算出された数字ということになってございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この計画は、これは職員の皆さんがつくったんですか、それとも業者に委託してつくったんですか。どうも手づくり感があるんですけれども、答弁を聞いていると、その点、まずお聞きをしたいと思います。

本来は、策定委員会のこれでいいですよという答申を受けてから議案として決定をするというのが当然だというふうに認識しているということでもありますから、今回は何か事情があったんでしょうから、それはそれでわかりましたが、以後はそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

44ページの精密検査、来年からは90%にするということですが、答弁がとてもそういうふうにはならないだろうというような答弁でありました。でもこれ目標として掲げているんです、この計画の中で、とても実現しないような数字を、途方もない数字を上げて、これが浅川町の計画ですというのは、これは何かおかしいと思いませんか。私はそういうでたらめというか、いい加減な計画だったら、計画に値しないというふうに思うんですけれども、この点はどのように認識されますか、伺いたいと思います。

それから3点目のサービスの見込み料は、そういうシステムがあつてそれでやったんだということなんですね。この人数を見てみると、単純に毎年、毎年ふえるというんじゃないなくて、年度によっては利用者が減るといふケースもありますので、私は、浅川町のお年寄りの状況一人一人を見て、それである人はこういうふうになるだろうなということで積み上げてこの数量を出したんじゃないかなというふうに思ったんですけども、そうではなくて、国がつくったシステムでやっているんだということなんですか。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 1点目の、この計画につきましては、町からの情報も提供しますが、委託をして業者に最終的には作成してございます。なおかつ、納品がおくれてしまったことにより、町のほうで確認、それから校正等が若干遅くなってしまったということもございます。遅くなったことについては、大変申しわけないと考えております。

それから、精密検査のところでございますが、ほかのその他の記載のところ、特定健診の受診率等、ここについてはそれぞれ実績に対応しているような数値かなとは考えておりますが、精密検査の受診率については、ちょっと確認が非常にまずかったのかなと考えてございます。90%の精密検査の受診率については、現状のところちょっとそこには到達が厳しいものがございますので、なるべく努力はするところではございますが、この記載については確認漏れがあつたかなと考えてございます。

それから、サービスの見込みにつきましては、これまでの浅川町のさまざまな実績に基づいて、そのシステムに入力し、簡単な計算ではございませんので、浅川町の状況を全て入力した中で、システムで出てくるものというものでございます。それで、この計画ができたということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大体わかりました。

私、この納期にもおくれるし、内容も何か不十分な内容のこういう成果品しか出てこなかったような委託契約では、これ契約どおりのお金を払うのはどうかというふうには思うんですけども、やっぱり払ったんですか。私は、納期におくれたらば、これ当然違約という話になると思うんですけども、そういうふうな対応は何かされるんですか、伺いたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの10番議員の答弁の中で、介護保険に関しては町の負担割合というのは決まっているので、そのほか一般会計から軽減のためのお金を出すようなことはできないのではないかとというふうに思うというふうに、思うという答弁をされました。法的にはどうなんですか、これを禁止する規定というのはあるんですか、伺いたいと思います。

国保だって法定の一般財源からの繰入額っていうのは決まっています。繰入割合というのは、町はそのほかに軽減として、一般会計から軽減財源としてお金を繰り入れていますよね。だから、法定で決められた以外に国保ではやっているのに、介護保険会計ではできないんですか。そういう法律があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 委託の件でございますが、委託については3月末までの契約となっておりますので、計画書の提出がおくれたということではありますが、契約期間については、また残っているということで、

修正等あったらまたそれを直す等のことの対応期間だと考えております。ただ、こちらで指示するような日付で提出されていなかったということについては、契約の中については、ちょっと私も考えていきたいなど、これは思っております。

次に、法定外繰り入れの問題でございますが、国民健康保険では、現在のところ法定外繰り入れは行っておりません。全ての法定に基づく繰り入れのみを行っているところであります。

〔「やったことあるでしょう」の声あり〕

○保健福祉課長（須藤寿行君） やったことは確かにございます。ただ、介護保険については、法定繰入金についてはありますが、法定外繰り入れについては、現在のところ対応したことはございませんし、ただそれがどうなのかということについては、ちょっと情報が私も確認したことがなかったので、なお、今後勉強してみたいと考えております。

〔「禁止する法律があるんですかと聞いたんです」の声あり〕

○保健福祉課長（須藤寿行君） 法律についても、ちょっと承知していないところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 課長、採決しなくちゃいけないんです。だからやっぱり、9番、10番議員にいい答弁をしてください。厳しい数字ですとか、できたら目標に近づけたいとか、そういうこと言っちゃだめです。我々本当に採決しなくちゃいけないんです。やっぱり数字を上げたら、数字に向かって努力しなくちゃいけないんです。厳しいとか、そういう言葉は使わないでください。ぜひ、いい答弁ください。どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 目標に向かって頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま5番議員のほうから、質疑だったんでしょうけれども、何か議事進行のような発言がありました。皆様既にご承知のように、この議案に対する質疑というのは、やっぱり議員のほうで聞きたいことを聞く、執行のほうで知っていることをきちっと答える。知らないことについては、後日調べて対応するなり、答弁するなり、そういうことでいいんだと思うんです。だから私、こう勘違いされるのは、議会だからできるだけ耳障りのいい答弁をするようにとか、という考え方はやっぱり持ってもらったら困るんです。むしろ、事実なら事実として、しっかりとここへ出してもらって議論をすると、これが質疑の目的だと思いますので、その点はひとつ参与におかれましても、議員におかれましても、しっかりと理解をしていきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、議案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 議案第7号に対する反対討論をいたしたいと思います。

この条例は、大幅に介護保険料を引き上げる、そのものであります。先ほども言いましたけれども、発足当時の14年から比べると、この引き上げは2.5倍なんです。そして、去年から比べても年額6,000円の値上げになるんです。これ標準、基準の第5段階の世帯であります。

しかし、実際は第1段階、第2段階、例えば、第1段階、老齢福祉年金、あるいは生保、こういう方々、所得の金額が80万円以内の方でも年額3万2,400円となるんです。住民税非課税で年間所得が120万円以下でも、年間4万8,600円保険料を納めなければならないんです。年金から天引きされるのがほとんどでありまして、2カ月に1回、お年寄りの方々が年金通帳を見て、こんなに差し引かれて介護保険がなければ本当におかずがもっと食べられる、あるいは暮らしに役に立つ、そういうものにつながる、そういう切実な声も出ているわけでありまして。

ですから、今、9番議員とのやり取りでもそういう法律があるのかということについては、わかりませんということでありましたけれども、私は、町としてもそういう禁止する法律というのは、私はないと思うんです。ですから、いろいろ保健事業で課長も言われるように、あるいは町長も福祉の定着という点で、いろいろ頑張っている、そういう状況もあるわけでありましてけれども、このような生活を本当に壊すような、低所得に対しても厳しい、そういう保険料を軽減するという点で、町はやっぱり一定の、全てにわたって軽減するなんていうことは、なかなか困難であろうと思うんですが、いわゆる基準額以下の年間所得が80万円とか120万円とか、こういうこの低所得者の方々に対する年金や、保険料の軽減処置、こういうものは財政の許す中で私はいろいろ方法も考えて、単独でも私はやっていく必要があるのではないのかなと、こういうふうに思います。本当に低所得者に、あるいは年金が少ないそういう所得者にもろにかぶってくるものですから、そういうことに対して暮らしを守る、お年寄りの暮らしを守っていくという点で、そういう処置をするのが当然ではないのかなという観点を考えて、本案に反対するものであります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第7号 浅川町介護保険条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第8号 浅川町指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指

定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第8号 浅川町指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第9号 浅川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第9号 浅川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第10号 浅川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第10号 浅川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第11号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この議案については、異論はないんでありますが、ただ発足から本当にこの記念館を背負って立って頑張ってこられた館長さんが、ご高齢になられて本当に入院をしていると、こういう状況で、一日も早い全快を本当に祈って、そして、復帰して、またこの記念館の事業に努力をしていただきたいなど当時に、やはり、回復して後継者をぜひ育てていただきたいなど、こういう願いを持っております。現況がそういう入院しているという状況があるわけではありますが、この記念館の運営、その他については、今のところ何の異常もないということでありませうか。それから、こういう問題についてもどういうふうに町長はお考えなのかも伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この議案については、理事として推薦されている内田先生については、直系の親族の方

はいらしてよろしいんですか、こういう場合は除斥の対象にはならないんですか。その辺。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 記念館の事業運営については、今のところ問題はありません。事あるたびに理事の皆様と協議をして、事業の方向を決めております。先生のことは個人的な問題でありますから、情報等は差し控えたいと思うんですが、リハビリをして、今、元気を回復しておりますので、もう少しの期間、しっかりリハビリをすれば回復していけるのかなという思いで、私、先生にしょっちゅうお見舞いに行って、その話になり、あるいは指示をいただいて記念館運営に当たっております。

あとは、多くのことは期間もまだありますので、よく館長と相談しながら決めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第11号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第12号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ただ簡単に2点ほどお伺いいたします。

まず、9ページの一般管理費の超過勤務について、これ、今回は1,012万円が超過するという説明を受けました。私は、今は年度末で、切りかえで残業が多いと思いますが、毎年同じ仕事やっていて、昨年まではほとんど残業がなかったんですよ。それで、私は前回、残業しているんだか何だかわかんないけれども、サービス残業が多いんじゃないのかという指摘をしたことあるんですよ。そのときは、サービス残業はしていないということだったんですよ。それで、何で、じゃ今回こういうふうにならぬに1,012万円も各課が残業が急にふえたのか、お伺いいたします。

あと、22ページの保健事業、34万4,000円。

○議長（円谷忠吉君） 5番、これは一般会計でないですから。22ページは違いますんで。

○5番（江田文男君） そのとおりでした。すみませんでした。

じゃ、その1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 9ページの、まず超過勤務手当の件でございますけれども、初日の提案理由のほうで説明は申し上げましたが、今回の補正予算、それぞれの課で精査した結果、超過勤務手当が不足するであろうということで、各項目計上させていただいたということで説明はしたかと思えます。

それから、今回の3月補正だけを挙げますと、145万8,000円が増額になっております。それで、12月の補正後の金額が865万4,000円で、年間トータルすると1,011万2,000円になるということでございました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） どっちにしても、こういう残業が、超過勤務がふえたということなんです。だから、なぜこういうふうに超過勤務がふえたのか。それと、じゃ昨年まではね、じゃサービス残業がなかったのか、その点をお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 昨年まででございますけれども、昨年までの、予算的にも900万を上回っている予算を計上しておりました。ことしも同じく3月で補正をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 幾つかお願いしたいんですけども、1つは、10ページのいわゆる国民健康保険繰出金のカレンダー34万4,000円がありますが、これは社会保険に該当するそういう金額ですか。そのことを1つ。

それから、11ページの幼保一体化施設利用費の中で、これは債務負担行為とも連動するわけではありますが、委託料の中で設計委託料、境界杭設置等委託料、こういうのが計上されているんですけども、特に、これはどういうものなんです。境界は、幼保一体化の事業の中で、買収からいろいろ境界はきちっと設計の中でも以前やったと思うんですけども、これは何か違った設計のあれですか。いわゆる15節の工事請負費のこの4,635万2,000円のそういう業者に請け負わせる設計料なんです。

それと、備品購入費が工事請負費に組み替えになったということなんですけれども、これは、備品購入は、今までのどこの箇所でもそうなんですけれども、備品を購入するものが工事請負費に組み替えになるなんていうのは減多にないと思うんですね。これ、金額的にも大きいんですけども、本来ならば債務負担行為でやるようなものでなくてもきちんと、そういう形をやる必要が、繰越明許か、こういうものだと思うんですが、なぜそういう工事請負費というものになったんですか。遊具とかその他の椅子とか何か、そういう備品なのかなというふうに私は思うんですけども、備品そのものは購入して、そして作りつけするというのは工事ではな

いのではないかと。備品購入費が正しいのではないのかな、こういうふうに思うのでありますが、その点であります。

それから3つ目には、12ページの急傾斜の崩壊防止対策事業、これは西今田の65万円ということで負担金がありますが、この防止対策事業は認定されたところだけで、あの西今田地区の幾つかのそういう危険を防止するというそういうものではないのですね。今までの急傾斜のあれでは地域を指定して、その地域5戸以上、今は5戸以上あれば恒久的な、恒久的とかきちんとした急傾斜の土どめ工事をやるというのが常であったように思うのでありますが、ここの場合には局部的なそういうものとして今、土質調査がやられているようですが、地域としてはどうなのかということであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 1件目の国民健康保険の繰出金については、国保以外の世帯の方々の分でございます。

次に、3款2項7目幼保一体化施設整備事業費のおただしでございましたが、委託料については、設計委託料50万につきましては遊具の設置に係る設計委託となっております。

それから、境界杭設置等委託料につきましては、開発行為を受ける際に、敷地の面積は測ったんですが、町道側の境界くいについてはもともとあった境界くいでありまして、開発行為の検査を受ける際に正確なくいの設置が求められ、そこの測量が境界ぐいの設置も含めて発生するものでございます。

それから、15款工事請負費でございますが、当初、遊具については備品購入費で考えてございましたが、発注の方法としましては備品の約5割が工事費、設置工事費としてプラスされることから、通常の発注の方法としては工事請負費で発注するんだということがわかりましたので、備品購入費から工事請負費に持ってきたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、12ページの8款1項1目の19節急傾斜地崩壊防止対策事業負担金65万円ですが、これらにつきましては、山白石地内の西今田地区の測量及びボーリング調査費の費用でございます。当初、負担金100万円を見ていましたが、発注実施に伴いまして65万円の負担増をお願いするという内容でございます。地域としてはどうなのかということですが、この補正の内容については、あくまでも西今田地内を対象とした負担金の増をお願いしているものです。

それ以外の地域については、今回、西今田は5戸以上ということで県の事業で対応していますので、それ以外の地区についても要望としておりますので、今後対応されるものというふうに判断しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1番はわかりました。それから、この遊具の購入の工事費の問題ですけれども、当初の計画の中でもそれはわからなかったんだと。いわゆる備品購入費の約半分が、遊具を設置するそういう費用として必要なんだということがわかったので振りかえたという回答ですね。

遊具というのは、私も専門的にそういうことがよくわかりませんが、遊具の販売した会社、その会社はこども園に持ってきて、ここのところにこういうふうに置いてというそういうところまではちゃんとやってくれるんじゃないんですか。その設置するのはみんな工事費として計上して、設置しなければやれないんですか。今までの備品購入というのは、そういうことをやったための私はないと思うんですね。

細かいものについては、職員が運んだりして設置できるんでしょうけれども、そういう大きなものについては、それは大きなものということは金額も高いわけですから、そういう必要なところに設置する、そこまではきちんと業者がやるというのが当たり前のことじゃないんですか。ですから、工事請負費に備品購入費を振り分けるといのは、どうもそのところが合点が私はいかないし、今までもそういうことは過去にもなかったと思うんですね。その点はどうなんですか。

それから、3番目の急傾斜についてはわかりましたけれども、これは本当の局所的な、家屋に土砂が入ったというようなそういう局所的なものではなくて、いわゆる西今田地域の5戸以上のそういうボーリング調査、そういうものをやりながら指定を受けて工事もやっていくということになるんだというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 備品購入費につきましては、今、大型の外遊具を検討しているところでございます。そのさまざまな業者の今、カタログを見ますと、工事費については全て別途だということで、記載されております。

また、遊具の事業者のほうとも協議してきたところでございますが、設置については通常の対応で近隣の工事業者にやってもらうことで、いずれにしても遊具の会社、それは単独では遊具が設置できないということでもありますので、遊具の会社の監視のもと、工事業者に遊具を設置していただくということで工事請負費に振りかえたところでございます。設置費については、遊具の約半分程度の費用がかかってしまうのが現状でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 急傾斜につきましては、西今田地区全域というふうな捉え方ではございません。平成28年に土砂が崩落した家屋に対する防止対策工事ということで、その分に特定した分の測量調査費用について、当初100万であったものが増額となりまして165万となるということで、県のほうから通知がございましたので、今回65万円の増額の補正をするということで、今申し上げましたように西今田全域の急傾斜対策の事業ということではございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる未払いの遊具の購入のことがどうも合点できないんですけれども、例えばその半分も、遊具の約半分ぐらいですね、設置工事費がかかるんだと、それは別なんだと。これは当初からわかっているはなかったんですか、これだけの事業の中で遊具のこういう費用を購入するんだと、その他の。もう5,000万近くぐらいこれを購入するわけですから、これらについて精査をしていなかったんですか。カタログ

を取り寄せたらばそこで気がついて、これはやっぱり工事費として計上して設置しなければならないんだ。例えばブランコならブランコ、こういうものについても、設置は設置費の費用はもちろんかかるわけですが、そういうものについてやっぱりなっていなかったということですか。私はそういう、コンクリート工事が必要なそういうものはこの遊具の中には入っていないんだというふうに、備品購入費の中には入っていないんだというふうに解釈していたんですが、そうではなかったんですね、そうすると。

大きくても、いわゆる冷蔵庫とか冷凍庫とかこういうものは業者が持ってきて、はめ込んだり移動してくれるわけでしょうけれども、そういう附帯工事がつくものはこの工事費の中にあるということなの、これ。全部ひっくるめてこの工事請負費にしなければならないわけでありませんか。その点がちょっとわからないですね。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 今回、工事請負費で計上しますものについては、全て外遊具ということで考えております。ですので、ただ、これにつきましては幼稚園、保育所の意向なんかも聞いて、こういうブランコがいいとかさまざまな要望はございました。そのまま素直に備品購入として購入できるのかということで、ずっと考えておりましたことから、いざ、今、他町村の発注状況なんかも見ますと工事請負費で発注しているということが現状でございましたので、今回、工事請負費として計上したところでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 11ページの、今10番議員さんもやられておりましたが、この遊具ですね、工事請負費ということで今、課長のほうから詳細にいろいろ説明があったようではありますが、これは通常、遊具のカタログには価格が入っている。設置費用は別です、こういうふうな表示はされます。しかし、その遊具を設置する業者は、その工事費も含めてこの遊具は幾らという形で値段を出しているはずですが、そして、その遊具メーカーが自分のおつき合いのある業者さんを連れてきて、そして設置をします。ですからこれ、課長が今説明したように、遊具と工事業者と別なんだと、こういうことはあり得ないと、考えられないですね。何か手違いではないんですか。

それから設計委託料ということで50万、これ遊具の設計委託料ということですが、これは遊具をどこに配置するかどうかというそういう設計なんですか。こういう設計というのは普通やらないと思うんです。これは通常、どうやっているかという、遊具業者さんとそれから建設主さんである浅川町ですね、町の関係者とがいろいろ現地を見て、ここにはブランコ、ここに滑り台、ここに何々ということで設置箇所を決めていくことで事足りるんで、この設置箇所についてわざわざ50万もかけて設計をかけるというのはちょっと考えられない。これも何かちょっと方針なんですか。

それから、この工事は4,635万2,000円、このうちの半分が設計工事費だと、工事費。こういう価格の出し方は普通業者さんしないと思うんですよ。

もう一度言いますよ。カタログならカタログで、この遊具は幾らと。そこに別途、設置工事費は別途となりますという、こう書いてあるんです。でも、実際に入札とか見積もり出すときには、その工事代まで含めて幾ら幾らという出すはずなんです。だからこの辺ちょっとおかしいんじゃないですかね。答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 委託料の設計委託料でございますが、これにつきましては、遊具の設置場所も含めまして工事発注ができる設計書をつくっていただくという中身でございます。それから工事請負費につきましては、3,000万の遊具を発注することになりますと1,500万が工事費として付くことになります。そういうことについては遊具の業者、各社ございますが、その方々に確認し、それだけの費用がかかるということでもありますので、工事請負費で計上したところではあります。カタログの価格には工事費別途だということで記載されておりますが、その業者さんの会社ありきという、遊具もその会社ありきということになってしまいますので、工事設置については、いろんな遊具を選定していかなきゃならない場合もありますので、ひとつの工事業者さんのほうに発注していくということです。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） いろいろ担当課長、説明してはいますが、これは今、近隣町村もそうやっているんだというのには私は初めてです。私も実は、地元でこれに似たような滑り台とかブランコとかジャングルジムとかそういう遊具の設置もしてきています。その場合には、いわゆる価格の中に取りつけ費や何か一切入れて幾らというふうに見積もるか、普通、工事費を別に、金額的に別に出す、出してもワンセットで幾らという形で値段を出しているはずですね。今、課長がおっしゃるようなことが本当だとするならば、工事請負費4,635万2,000円のうち、例えば2,600万が遊具や何かだと。その中には工事費だということになったら、それこそここに工事請負費、工事費幾ら、遊具代幾らというふうに載せるべきじゃないですか。なぜここに一緒にごちゃ混ぜにして遊具と工事費が一緒だと。それに、なおかつ節区分では工事請負費として計上する。これはいずれにしてもおかしいです。私は納得はできません。

以上、いいです、結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何点かお伺いいたします。

まず1点目でございますけれども、繰越明許費に関して伺いたいと思います。

民生費のほうの繰越明許費、大方はこのこども園に関する備品購入費に関するものだというふうに思うんですけども、それよりも若干繰越明許費がふえております。これは遊具の設置以外にどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

2点目です。やはり同じく繰越明許費の林業費、ふくしま森林再生事業4,220万円が繰越明許費になっております。なぜ、これが繰越になってしまったのか。本当は29年度事業で取り組むべきだったんですよね。取り組む計画だったんですよね。山林の所有者の確定とか境界の確定とか同意とかいろいろ、そういう事業をやるんだということだったというふうに思うんですけども、なぜ繰越になってしまったのか、29年度にできなかったのか伺いたいと思うのでお願いします。これが2点目です。

3点目ですけれども、備品購入に関してなんですけれども、ごめんなさい、11ページのですね、こども園の備品購入に関して。

まず、最初に申し上げたいのは、こども園の開園までに遊具の設置が終わらなかったということは極めて残念だと。工事が全て完了しないでこども園のオープンを迎えるという事態になったことは、極めて残念だとい

うことを最初に申し上げたいというふうに思います。

それで、お尋ねをしたいんですけども、いろいろと議論をされました。なぜ備品購入費が工事費になったのかということ、それでいいのかということなんですけれども、浅川町にはたくさんの遊具の設置をしている箇所があります。小学校もそうですし、住宅の公園とかあるいは児童公園なんかにも設置をされています。そういうところはどのようにして事業がなされたのか。古い話でわからないということになるのかなとも思いますけれども、備品購入でやったのか工事でやったのか伺いたいというふうに思います。

それから、工事請負費でやるとすると、今後入札をやって、そして業者が決まって工事が行われて、そして完成ということになるんだというふうに思うんですけども、これ完成するのはいつごろを見込んでいるんでしょうか、伺いたいと思います。

それから同じところで、境界ぐいの設置なんですけれども、これは説明をお聞きしていると、開発行為を受ける際は町道側の境界ぐいはもともとあった境界ぐいでやったんだということなんですけれども、それではまずいから新しい境界ぐいを打つんだということなんです。六十何万円もかけてなぜそういうことをやらなければならないのか伺いたいというふうに思います。

それから、全く違って14ページの学校給食費の修繕料、給食センターですね、100万何がしが計上されておりますけれども、どういう内容なのか伺いたいと思います。

それから16ページ、教育費に関してですが、監視員の賃金が大幅に減額になりましたけれども、その減額になった理由についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 繰越明許費でございますが、この大部分が固定遊具の設置に係る経費でございます。遊具につきましては、さまざまな施設の許認可が終わってからということで、それが2月末までかかっておりました。その後、発注業務に進めるということで、工事期間については対応できないということで繰り越しをお願いしたところでございますが、この中には室内備品についても139万ほど見込んでおります。備品については施設内にかなり入ったところでございますが、なお、運営が始まってから、実際にそこで生活してみても不足するものがあるかもしれないということで、それだけの金額を室内備品として繰り越しをしたものでございます。

それから、11ページの幼保一体化施設整備事業費の委託料、境界ぐいの設置委託料でございますが、当初の開発行為の申請の際にはプラスチックぐいを打ったところでありました。境界ぐいについては、プラスチックぐいの部分についてはコンクリートぐいに変更したこと、それからプラぐいを打ったことによりまして、町道のほうについては、施設の境界コンクリートぐいはそのままにしたまま対応しておりました。そこで正式な町道部分についての境界ぐいを、新たにコンクリートぐいで設置するという委託料となっております。

それから、過去の遊具の件については、単品で発注する場合には1つの業者でいいかと思いますが、A社の備品、B社の備品、C社の備品、みんな合わせますと、それぞれの業者が一遍に工事業者が入ってくると、安全の担保、それから責任の分界等、非常に混乱するようなことも想定しまして、さまざまな備品を一括で発注する場合には、1つの工事業者に請け負いをさせていただいたほうが有利かということもございましたので、工事請負費で計上したところでございます。

なお、完成については現在、遊具についての選定を行っているところでございますので、できるだけ早い時期に設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 2点目の繰越明許のうち、ふくしま森林再生事業の繰り越しの理由になりますが、まず年度別計画のほうにつきましては、当初の予定、城山山頂及びその周辺を計画しており、その中で現地調査をしたところ、整備が必要がない山林だとか保全林で遊歩道等があったり、その他必要のないところとか、それなどがあって、その予定地域を確定するのに時間を要してしまいました。

さらに、その登記事項、所有者等の調査についても、何世代も前の方が所有者になっていた方がいたり、現所有者の方等の確認にちょっと時間をとったため、今回の繰り越しの理由となっております。

それから森林整備につきましては、山白石地区の町有林をやることになっていましたけれども、実際、現場に入ったところ、間伐材を置く土場の位置の関係とか、それから作業道の一部、ちょっと変更する関係のため、山林の所有者等との協議等に時間がかかってしまいまして、今回、繰り越しとしてお願いするものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

給食センターの修繕費につきましては5件ほど予定しております。まず1点目ですが、洗浄室の壁の修繕、それと調理場のグリストラップのふたの交換、それと回転釜の修理、冷凍庫のファンの修理、それと給湯設備、以上の5件なんですが、内容の詳細につきましては、12月末に保健所の計器の立ち入り検査がございました。それに伴いましての改善事項と、あとは老朽化に伴うもの。給食センターができて15年がたっております。それともう一つは、今シーズンの冬の寒さが異常だったもので、給湯設備等が壊れました。

それとプールの人件費につきましては、賃金につきましては4人応募を考えていたんですが、採用を考えていたんですが、実際のところ申し込みが3人しかおりました。それに伴いまして減額となっております。

以上です。

○9番（上野信直君） 議長、答弁漏れがあるんですけども、浅川町いろいろ遊具設置したんですけども、そのときはどういうふうになりましたかというやつですね。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、これに対しては。

○総務課長（小針紀喜君） このことでございますけれども、多分、工事の中で農村公園等の公園の整備、それらについては、工事の中で一括発注したのかなというふうに考えております。ただ、詳細については、手元ありませんのでわかりません。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の繰越明許費の中身については、室内備品で不足するものがあるかもしれないのでちょっと、遊具以外にとったということわかりました。

2点目の繰越明許費、森林の関係なんですけれども、古い登記のままになっているなどして時間がかかって

しまったというような理由で進まなかったとうことで、これもわかりました。

わからないのは、やはりこども園に関する備品購入費に関してなんですけれども、何かどうもこうイメージが浮かばないんですが、これ今後どういうふうにするんですか。A社、B社、C社、これ、それぞれ発注すると、どうなんですかね。場所は違うんだから別に発注してもいいような気もするんですけれども、それだとまずいので一括して発注したいと。メーカーも決まっているんですか、どのメーカーの何を使うというのは今、もう既に決まっているんですか。その入札にかけるのは、そのメーカーの遊具を設計した場所に設置する工事業者、その業者がメーカーから買うんですかね、遊具メーカーから。買って設置する、そういう工事を入札によって、受ける業者を決めるということで行くんですか。

その点をちょっともう少しわかりやすく説明していただきたいのと、答弁漏れだったんですけれども、遊具の設置が終わるのはいつごろになるんですか、いつごろになる見込みなんでしょうか。その点も伺いたいと思います。

それから境界ぐいの設置に関しても、私、説明聞いてもよくわからないんですけれども、もともとあった境界ぐい、町道の境界ぐいはコンクリートぐいなんですよね。それをまた何で打ち直しする必要があるんですか。どうもよくわからないので、ちょっとわかるように説明をお願いしたいと思います。

そのほかの答弁については、わかりましたので結構です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 現在のところ、遊具については選定中でございますので、その遊具の製作、それから工事期間についてどれくらいかかるか、現在のところ掌握しておりませんので、期間についてはなるべく早く対応したいという答弁となったところでございます。

メーカーが決まっていますので、遊具については、さまざまな遊具業者から製品を取り寄せるといことになると、1つの工事業者が設置工事について対応したほうが有利だという判断をしておりますので、遊具のメーカーが数あっても、設置工事に係る工事業者については1社で対応していきたいというところでございます。

それから、境界ぐいについては、当初、申請の段階ではプラスチック、それから道路境界については確かにこれまで打ち込んだ永久ぐい、コンクリートぐいがございましたが、開発行為の検査の中では、境界の位置はプラスマイナス1センチということですので、境界の確定と、その作業とともに、位置のずれたところについては新たにコンクリートぐいを打ったところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何かおぼろげながらわかってきたような気もするんですけれども、まずはその遊具の件ですね、遊具の件は、遊具はいろんな種類のものがあると。例えばブランコにしる、ジャングルジムとかそういう、いろいろある。それはこれから選定するんだと。選定するメーカーのこの物を決めたらば、それは購入すると、町が購入すると、メーカーから。そして設置の工事に関しては、例えば5つの遊具を設置するとすれば、一括して1つの業者に設置工事を発注したいと、こういうことなんですか。

そして、そうすると何か予算上は購入する物が、購入品が計上されないとおかしいような気もするし、工事

請負費として計上すると、これはその請け負った業者が備品を購入するという形になりますよね、町が買うんじゃないくて。どういうふうになるのかよくわからない。その点、もうちょっとわかりやすくご説明を願いたいというふうに思います。

それから、今のところいつになるかわからないという答弁なんですけれども、こういう話もないと思うんですよね。4月1日にもうオープンして、4月の何日かからもう子供たちが登園すると。一日も早く、これ設置するのが当然だというふうに思うんですが、これがいつごろになるのか議会でも答えられないというのはちょっと異常な状況だと思うんですね。やはり、この時期までには設置をしたいというのが議会に対して答弁があって当然だというふうに思うんですけれども、その点を再度伺いたいというふうに思います。

それから、境界ぐいの件なんですけど、コンクリートぐいがあってプラスチックぐいがかかってしまったんですか。

〔「ずれた」の声あり〕

○9番（上野信直君） ずれた、何がずれたのかがよくわからないんですね。コンクリートぐいから変わったのと違うんですか。プラスチックぐいを打つというのは仮のやつですよね。本当はコンクリートぐいが本当なんだから、それを基準にして、私やるのが普通だというふうに思うんですけれども。何か違うふうにしてはまってしまって面積が何か、あれが1センチ以上ずれてしまったので、コンクリートぐいを打ち直すという話なんですかね。何か六十何万円もかけての話にしてはよく飲みこめないで、再度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

〔「議事進行聞いてください、議長に」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 課長と町長にもう一度申し上げます。

というのは、我々これ採決しなくちゃいけないんですよ。だから、わかりやすいように、答弁が変わらないように答弁してください、本当に我々厳しいですよ。ということで、ぜひ、よい答弁をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 本当に真面目に答えているんです。実際、それは真面目に答えているんです。これ、私がお願いしたいのは、この補正予算が通った段階で新たに遊具の業者の選定、全く白紙ですから。それで、その担当者等々でどういう遊具がいいのかということの協議をして、大体お金はこのぐらいだろうということのこれ予算なんです。ですから、今度は現場の先生方とどういう遊具がいいのか決めて、決めたものについてはきちっと業者を選定して、そしてその後の工事の費用については工事の費用として明確にするのか、あるいは工事費まで含めてこれに一括して指名をするのか、今後きちっと検討してその発注をしたいと思います。

とにかく、予算が一番ないんじゃない仕事のしようがないんで、それは一つ。

もう一つは、期間はもう、できるだけ早く終わらすということが前提です。ただ、内部のいろいろな検査とか進行とかの問題があって、外の遊具については同時に進行はできないよということなんだよね。そういうものがあっていものですから開園にはそういうものが間に合わないということであって、意図して仕事をごまかして、ずるこかしてということではありません。

ですから、きちっと整理をして仕事をするようにします。間違った答弁とかわからない答弁じゃなくて、極めて事務的に真面目な答弁をすると、こういう繰り返しになるということですから。

〔「わかにくいんだよね」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） わかりにくい、だから、そのA社、B社、C社、D社の遊具にもいろいろあって、それを選んでということになると難しくなると。だから、A社、B社、D社、いっぱいあると思いますよ。ただ、私らは買うほうですから。だから買うためには、これ悪いわけじゃなくて、現場の先生とかにどういうものが一番ふさわしくて、どういうものが子供に一番利用、喜んで使えていくか。ということは、まとめて発注をして工事をします。

〔「そういうのは決まっているのと違うの」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） 決まっていますよ、全然。

〔「どういうもの買うとか」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） いや、決まっていないですよ。概略の……

○議長（円谷忠吉君） 静粛をお願いします。

○町長（須藤一夫君） 決まっているなら決まっているようになっていますから。決まっていないよね。全然決まっていないですよ。ただ、カタログを見て、こういうものならばこのぐらいになるんでしょうということの予算であって、決まっていないです。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 境界ぐいの件でございますが、境界ぐいの設置だけではございません。開発行為を行った境界の確定をするための測量も含めてのものでございます。当初の段階では、プラスチックぐいで全部確認してはございますが、この期間の中で若干ずれたものもございます。

道路境界については、もともと道路の測量したときの境界がございましたが、それについてはもうかなり古い、時間がたって、開発行為で打った境界ぐいでございませんでしたので、そこにコンクリートぐいがあったとしても、位置がずれておりましたので、新たに永久ぐいを設置する作業を行う内容の委託ということでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 反対討論を行います。

ただいま、いろいろ聞いておりました。このぐいの問題であります。これは担当課長はぐいが1本動いたらもう一回全部、測り直すんだみたいな説明しています。しかし、今の測量は違うんです。きちっと基準ぐいというやつをまず決めて、そして測り出しているわけで。だから、ぶれているところがあれば、そこからその部分だけ測り出して、それは確定することはできるんです。ですから、これだけの金をかけて全体を測るな

んていう説明は、やっぱりおかしい。

それから遊具の問題であります。4月1日にオープンするというこのこども園の遊具がいまだに決まっていない。相手の会社もどこか決まっていない。とりあえず補正予算で予算だけ上げる、これは全く、聞いていてもとてもじゃないが理解できない。これは、少なくとも最初に見て、こども園を建設、設計したときに本体工事は何々、外部工事は何々、遊具は幾ら幾ら、何々、これ全部設計士さんが上げていてくれるはずなんです。それに基づいて順繰り、順繰り工事を進めてくるわけです。それがね、いまだに遊具の種類も決まっていない、金額も決まっていない、こういうことはあり得ないはずなんです。

それから、業者のあり方もそうですけれども、いろんな遊具をそれぞれに仕入れて、それを工事業者がまとめてやるんだ、こういう遊具の設置の仕方は、これはどこでもやっていないはずなんです。

だから、もう説明をしていることそのものが、本当、失礼な言い方かもしれないけれども、課長も町長もこの中身をほとんどわからない状態でいろいろ議会で説明している。

こういう説明を聞いて、わからない説明を聞いて理解できないのに、この予算に賛成するわけにはいきませんので、これは私は反対をいたします。

これ、もしこのまま賛成しておけば、後で、あのときあなた方、賛成したでしょうとこういう話になるんですね。ですから、私は明確にこれは反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで……

反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 共産党議員団を代表して本補正予算に反対の討論を行います。

本補正予算の大半は整備予算ではありますが、この中に計上された国保会計繰出金34万4,000円は、健康カレンダーの国保以外の方の分の作成費用だと説明がなされました。昨年、私どもがした、国保加入者のお金で町民全部のカレンダーをつくるのはおかしいという指摘を受け、是正措置としての対応かと思われま。しかし、これでは国保加入者は自前で、その他の町民には公費でカレンダーをつくることになり、不公平であります。

昨年指摘した際に述べたように、全町民向けなら全て公費で賄うべきであります。つまり、一般会計で作成すべきであります。本予算にはこういう不公平な予算が盛り込まれております。

また、ただいま議論になりました幼保一体化施設整備事業費の中の遊具の設置に関しては、その意味がよくわからないのと、さらにはその設置がいつ完了するかすら議会に示されない、こういう異常な状況でありますので、とてもこの予算には賛成できませんので、反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第12号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を起立によって採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第13号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 質疑ないですか、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

9番、上野信直君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○9番（上野信直君） 一般会計の補正で述べたように、健康カレンダー作成費用に関して、国保加入者とそうでない人で不公平があるので反対します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） これで討論終わります。

これから日程第13、議案第13号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 審議開始からもう2時間たっていますので、もう、ここら辺で一回休議ということに。

[「異議なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） それでは、11時15分まで休憩とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第14号 平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第14号 平成29年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第15号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第15号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第16号 平成29年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第16号 平成29年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、発議第1号 浅川町長須藤一夫君に対する辞職勧告決議案を議題とします。

ここで、町長、須藤一夫君の退場を求めます。

〔町長 須藤一夫君退席〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑を行います。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 提案者に質問したいんですが、だめかな。議長に許可もらわないと。

この文言の中で、町長就任以来、町民の声にほとんど耳をかさぬということありますね。それから、町議会の声も全く受けとめようとしません。それから、意図的に反発し全く受けとめようとしません。それから、3名の議員から毎議会のように指摘、提言など数多く出されましたという文言あります。

この文言についてなんです、私らも議員としての権利も主張もしているはずなんです、ひょっとしたら、原因はこれを見ますと何にもやっていないように見えるんですね。ましてや、この中で、3名の議員から毎議会のように指摘しているとなっているんですよ。3名の議員でこの議会、運営されているんですか。議会というのは何ですか。この特定なあれからしてみますと、我々議員はじゃ、その他大勢なんですか、その辺はちょっと提出者に聞きたいんです。議会とは何ぞやと、多数決が原則で、それでもって決定したらそれに従うというのが議員の本質なんではないですか。これをお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず1点目、町民の声にほとんど耳をかさずという点であります、これは決してね、町民の声に真摯に耳を傾けているという状況ではございません。それは、私がそういうふうに感じておるものであります。

それから、町自体の声も全く受けとめようとしません。これについてはきのうも、先週も、議会でいろいろな各議員から一般質問や何かで要望やなんか出ています。しかし、それじゃやってみましようとか、それについては前向きに検討しましようとかって、そういう答弁はほとんど聞かれません。ほとんどが可能性だ可能性だ、こうだ、背景があれしないとわかんないとか、もうとにかくいろいろと、何かと理由をつけて町民の地域の声は受けとめておりません。特に宅造販売については、もう本当に議会のたびとっていいぐらい、やっぱり全員協議会開いて対応すべきでしょうと、計画をつくるべきでしょうと、値段を下げるべきでしょうと、いろんな提案されるんです。しかし、それらについて、いまだに、ほとんど受けとめられておりません。

こども園建設の土地、これ皆さん、議会にいたからわかると思うんですがね、ほとんど私と9番議員、10番議員がね、毎議会のようにこども園の問題については、土地の問題から、大き過ぎるんじゃないかと、さまざまな意見を申し上げてきております。しかし、それらはほとんど受け入れられておりません。ほとんどというかほとんどですね、受け入れられておりません。最初の町の執行で考えたそのとおりのペースで進んでおります。

先ほども議論ありましたが、遊具の問題についても、4月1日オープンなのに、いまだに設置されていないような、こうなることを私らもう想定していました。今回の議会で私ども、私どもではなくて私は、こども園のことについて触れなかったのは、4月1日めでたくオープンなわけだから、オープンしてからじっくりとあるべき姿を見せてもらって、その上でやらせてもらう、こういう考えでいたわけでありまして。

笹島議員に対する質問の答弁になったかどうかはわかりません。そういうことで、私はここにこの点を主張したわけでありまして。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今いろいろ、るる述べられましたが、それはそれで議会は議論の場ですから、あつてしかるべきなんです。ただこういうふう、特に3名の議員から毎議会のように指摘、提言など数多く出されま

したが、全く何一つとして、何一つとして受け入れようとしませんでしたという文言あるんですよ。これは特定の議員の発言を町長が特別に取り扱って、どうこうしたということ何ですか、今の国会議員と同じになりますよ、そんなことしたら。一部の議員だけの意見だけを取り入れて、総体で賛成多数でやって、それで執行して、それでなおかつまたこうやって騒いで。そんなのであれば、私はきのう、おとといやりましたが、本当はこれ、不信任案と同じなんじゃないですかね、これは。

それは確かに解散とか云々ということもありますけれども、解散するしないは町長の考えなんですから。我々の考えることじゃないんですから。

本来ならば、これは不信任案として一番最初に取り上げるべきなんです。それで私はきのう、おととい言ったんですから。動議として出したんですから。それは皆さんまた、それは議員の中で相談してやりなさいということですから私は従いましたが、本来ならば違うんですよ、これは。だめだというのは不信任案と同じでしょう。

皆さん方は議員なんです。田中さんよく言う、これをよく読めと言うでしょう、よく。議員必携を読めとかって。自分で読んでください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） また、笹島議員からご指摘ございました。3名というのは一部の議員と同じ、とにかく実際にこども園の問題で取り上げてやったのは3人だったんですからね、ほかにもそれ以外2人はいたかもしれませんが、ほとんど3人の議員がこども園についてはやってきているんですよ。だから、これはうそも隠しもない。だからといって、この3名の議員がこども園のことについて質疑やそういうことをしたことが議員として悪いことではない。むしろ、一生懸命やったということだと思えます。これは、笹島議員と私どもの考えがもちろんこれは違っています。

ですからこれは一部の議員でやるだけやった、後はみんなやらないと同じだと、それは結果を見て言っているんであって、そう思ったら自分たちがそのようにやればいい。私どもはやっぱり、自分の議員として信じる立場に立ってそれぞれお話をし、そして評決に加わり、そしてやっているわけです。

それから笹島議員、きのう、おとといですか、私の浅川町長、須藤一夫君に辞職を勧告する、辞職勧告決議案ということで出しております。それで笹島君は不信任案、不信任案と言っておりますけれども、これは辞職勧告決議案なんです。辞職勧告決議案というのは、あなたは町長おやめになったらどうなんですか、こういう決議案なんです。これは、地方自治法でも議会会議規則でも、全ての法律規則で正当に認められておる議員としての活動の範囲内にありますので、これは何ら他の議員からああだこうだと言われる筋合いのものではありません。

できることならば、皆さん方、まず私もそうですけれども、私が何を一番考えているかということ、やっぱり町民の立場、町民の皆さんの声を、町民の考えをいかにこの議会の場で広く発言をするか、発表するか、そのことなんです、わかってもらうのはそのことなんです。ですから、それ以外の何物でもありませんので、そういうことであります。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今言ったことは本当に全くそのとおりのことです。ただ、そのとおりにやらなかったら、あなたやらないとおかしいでしょうという。ということは、いいですか、なぜこの3名の議員からって、これ入れたんですか、これ。3名の議員って特定する必要はあるんですか。

これは、この会議、全員議員が意見を出して決定するんですよ。それを3名の議員が提案したのを受け入れないという、これはどういうことなんですか。これは、皆さん全議員で決めたんですよ。

だから、そういう文言の使い方も問題あるし、とにかく不信任案あなたが、だから私が最初言ったのは、不信任案ならば審議しても無駄でしょうと言ったんです。そしたら、これは先に不信任するかしないかを決めてから審議するのが本当でしょう。

仮にですよ、これが通って町長が私がやめますと、あるいはやめません云々って議論になった場合、この議会はどうなるんですか。まずは、これを先に決めてからでしょう。ということは、この辞職勧告というのは不信任案と、不信任と同等に扱うというはあるんです、同等に扱ってもいいということは、

だから、出すなら私は、一番先にこれをやれよと言ったんですよ。不信任ある人に質問して、こうやれ、行政やれと言ったって無理でしょう。頭から信用していないんですから。

そういうわけで、ただし、それはさっきも言ったように、決まったことですから、それは私は従いますが、私はこのあれには反対する考えで申し上げました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 笹島君は、何か勘違いされている。論点がかなり違っていると思います。これは、町長に対する辞職勧告決議案が出されたときに、やめるかやめないかは町長の判断でありますし、その後のことについてはその後にまた起きる問題でありまして、何ら笹島議員から批判をされるいわれはございません。

また、大分こども園建設で3名の議員から毎議会のように指摘、助言、提言などが数多く出されたというこの3名のところで、大分こだわっておりますけれども、事実、会議録や何かを調べればわかりますけれども、毎議会、やっぱりこども園のことについては、いいことも悪いこともいろいろお聞きしてきております。そのことについて、3名と書いたからどうのこうのというご批判もまた、当たらないと思います。

こども園、全議員で決めたって結局議会は多数ですから、議会は、しかし総数といえども一人一人の議員がやはり自分の立場で自分の意見を言って、そして採決のときには、自分が賛成だと思えばこれは賛成をすればいい、反対だと思えば反対をすればいい。たまたま、賛成多数で可決するときもあれば、反対多数で、失礼、賛成少数で否決されることもある。それは全て地方自治法と議会会議規則と、これらの法と規則に基づいてやられているわけですから、それについて笹島議員からそういうご批判をいただきましたけれども、これらのことは全く当たりませんので、そのことは申し上げておきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 発議第1号に対し、反対討論をいたします。

現町長である須藤一夫氏におかれましては、この文章に書かれているようなことは全くありませんと私は思います。特に宅造販売に関しましては、暑い日、寒い日、街角に立って私と一緒に宅造販売のピラなどを配ったそういう経緯が何度かあります。町長は真摯に町政発展に努めておりますので、この決議案に関しては反対といたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

9番、上野信直君。

反対ですか。

○9番（上野信直君） はい、そうです。

共産党議員団を代表して、本案に反対の討論を行います。

本決議案の須藤町長に対する批判的意見の中には、須藤町長が提出した一般会計予算に一貫して反対してきた私たちと共有するものがあります。特にこども園用地の買収価格については、重大な失政だと厳しく指摘してきたとおりであります。

しかし、町長の任期満了が半年余りに迫った今になって、辞職勧告を決議することが適切なのか。その後の推移を想起すれば、町民にとっても町にとってもよい結果につながるとは到底思えません。

したがって、本案には反対します。

なお、決議案の中に、町長はこども園建設では3名の議員の意見を何一つとして受け入れようとしなかったという部分がありますが、こども園建設事業について私たちは独自の調査や検討を重ね、その上で道理をもって問題点を批判し、助成を求め続けました。その結果、3筆買う予定の建設用地が2筆になり、極めて課題だった入所児の定員や施設の規模が不十分ながらも見直されることになったというのが事実であります。

したがって、決議案のこの部分には全く同意できないことを付言し、反対討論とします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第17、発議第1号 浅川町長須藤一夫君に対する辞職勧告決議案を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、発議第1号は否決されました。

町長、須藤一夫君の入場を許します。

〔町長 須藤一夫君復席〕

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君に申し上げます。

ただいまの浅川町長、須藤一夫君に対する辞職勧告決議案は否決されました。

---

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出の請願についてを議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

〔「議長、質疑」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） これ、請願、紹介議員にちょっと2点ほどお伺いします。

これたしか、この審議が前回出たと思いますが、出たか出ないか、まずお伺いします。そして、この福島連合は30年度の4月1日から最低賃金の底上げをするということで、全面的にやってみたいですよ。それで、私もこの最低賃金は間違いなく賛成なんです。賛成なんですけれども、私、コンビニエンスストアのオーナー、あるいは食堂の経営者、そして三、四店のオーナーに聞きました。最低賃金といたら、もし本当に最低賃金1,000円だったら、コンビニのオーナーは3人ぐらいがこう言いました。本当に1,000円だったら、ものすごく厳しい、その賃金は。でも、今賃金がかかなり上がっているからね、本当に1,000円近くまで上げなくちゃいけないかなということも言っていたんですよ。これ、そういう意見を紹介者は聞いたことあるかないか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 2番、金成英起君。

○2番（金成英起君） お答え申し上げます。

この請願については、ここ何年か、毎年請願出しております。議長である渡辺敬夫さんに関しては、今議長である、玉川村出身なんですね、そういう関係で福島県々内全域にこのお願いを出そうと思っております。

賃金に関しては、現在1円も上がっていないということが実情であります。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 5番。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出の請願についてを起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、請願第1号が採択されましたので追加日程、意見書準備のため暫時休議いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りします。ただいま配付しました日程第19を日程に追加にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題にすることに決定しました。

なお、発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第19、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題といたします。

事務局に議案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

[議会事務局長（岡部栄也君）朗読]

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時42分